

# 住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合 規約

平成25年6月5日制定  
平成26年6月4日一部改正

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、住民の幸福度に基づく行政運営を目指す基礎自治体が連携し、意見交換、情報交換等を行うことにより、参加基礎自治体の住民が真に幸福を実感できるような地域社会を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合（通称：幸せリーグ）と称する。

(活動内容)

第3条 本会は、第1条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 幸福度の研究、住民の幸福実感向上に向けた施策等について情報交換及び意見交換を行うとともに、全国にその内容を発信し、基礎自治体における幸福度の取組を広めること。
- (2) 調査研究、意見交換、交流等を通じて、参加基礎自治体の職員の育成を図ること。

## 第2章 会員

(入退会)

第4条 本会は、参加を希望する基礎自治体で、第9条に定める役員会において入会を承認されたもの（以下「会員」という。）により構成するものとする。

2 会員は、その申出により退会することができる。

## 第3章 組織

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会 全会員をもって構成する。
- (2) 役員会 会長及び幹事自治体（以下「幹事」という。）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 幹事 若干名

2 幹事は、会長が会員の中から指名する。

3 会長は、その職務を代行する幹事をあらかじめ指名することができる。

4 役員任期は次のとおりとし、再任を妨げない。

(1) 会長 2年

(2) 幹事 2年

(顧問)

第7条 本会の目的を達成するため、本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長を議長とする。

2 総会は、次の事項を決定する。

(1) 会長及び会計監事の選出

(2) 規約の変更

(3) 予算の決定及び決算の承認

(役員会)

第9条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長を議長とする。

2 役員会は、次の事項を決定する。

(1) 本会の活動方法等に関する事項

(2) 入会の承認

(3) 顧問の選任

3 役員会で決定した事項は、総会に報告するものとする。

(ブロック)

第10条 本会は、活動に当たり、地域ごとにブロックを置くことができる。

(事務局)

第11条 本会の庶務を担当するものとして、事務局を置く。

2 事務局は、荒川区及び公益財団法人荒川区自治総合研究所とする。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会員の負担金その他の収入を持って充てる。

(会計監事)

第14条 本会の会計を監査するため、会計監事を置く。

2 会計監事は1名とし、役員を除く会員から、総会において選出する。

3 会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会計監事の行う監査に関し必要な事項は、役員会が定める。

## 第4章 雑則

(協議事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会における協議により定める。

附則

本規約は、平成25年6月5日から施行する。

附則

本規約は、平成26年6月4日から施行する。